

訴発第156号 令和4年2月10日

ソン・ジュヒン 殿:

裁判官訴追委員会総務·事案課長 江 成 友



提出文書について(通知)

貴殿提出の令和4年2月9日付け「訴追請求状」と題する文書を接受しました。 当委員会では、裁判官弾劾法第15条第1項に規定する訴追請求権を有する 者は日本国民に限られるという見解にたっており、外国人からの訴追請求は受 理しないことにしています。

ただし、外国人から裁判官について罷免の訴追を求める旨の訴追申立てが あった場合には、日本国民からの訴追請求と同じように調査検討し、当委員会が その申立てについて訴追事由にあたると思料するときは職権で立件することと なります。

したがいまして、同文書は、東京地方裁判所裁判官伊藤由紀子及び佐藤卓に対する訴追申立てとして取り扱うこととし、当委員会において職権で立件するかどうかの検討をすることになります。

訴追請求状

令和 4 年 02 月 09 日

裁判官訴追委員会 御中

(住

下記の裁判官について弾劾による罷免の事由があると思われるので、罷免の 訴追を求める。

記

1 特別説明

「領事関係に関するウィーン条約」、「中日領事協定」及び中日両国の関連法律規定に基づき、中華人民共和国駐日本大使館は 私が不平等な待遇をうけていない、私の正当な権利・利益を守る権力と義務がある。訴訟事件の関連文書はすべて 中華人民共和国駐日本大使館領事部にコピー件を送信する。

私は岸田文雄首相の「成長と分配の好循環」、「スタートアップ企業創出」の施 策に支持する。けれども 今 ある公務員、警察官、裁判官などの政府職員は「公 務員職権濫用」で 違法者へ支援して 一緒に 被害者に再度な加害する。このよ うな社会環境に 日本の優秀な人材はもう他国に流失し、スタートアップ企業は 安 定な成長できない。今回事件の関連公務員は すべて 警察に刑事告訴状を送る。

2 罷免の訴追を求める裁判官

(所属裁判所) 東京地方裁判所(第33部)

 (氏
 名)
 伊藤
 由紀子
 裁判官

 佐藤
 卓
 裁判官

3 訴追請求理由

- (1) 裁判所法廷に 録音・録画を禁止されています。けれども 裁判官は 調査・判決の時 違法者へ支援して 被害者の人権に再度侵害しています。東京地方裁判所第33部の2回裁判は「日本国憲法」第11条、第14条、第76条、「民事訴訟法」第2条に抵触する、訴追請求状を提出すること。
- (2)今回事件審理の前提は 社員地位なので 東京地方裁判所第9部から 労働審判の東京地方裁判所第33部に移行した。けれども いままで 2 回の審理 は 労働審判関連の調査・証拠確認などについて なにもやらない。質問などはす

べて会社へ有利になった。「民事訴訟法」により 東京地方裁判所第33部の裁判官は 中立、公平、公正ではない。

(3) 事件番号

(順位:新➡旧)

抗告審:令和4年(も)第40001号 保全異議申立事件(東京地方裁判所(第33部) 佐藤 卓 裁判官、裁判結果:決定)

第 1 審: 令和3年(ヨ)第21064号 動産の引渡断行仮処分命令申立事件(東京地方裁判所(第 33 部) 伊藤 由紀子 裁判官、裁判結果:決定)

事件申立:令和3年(ヨ)第3367号 動産仮処分命令申立事件(東京地方裁判所(第9部) 秋田 智子 裁判官)

事件経緯と東京地方裁判所 2 回裁判の録音証拠は ホームページから 確認できる。URL: https://human-rights-and-constitution.github.io/

(マウスの右で 音声ファイルリンクをクリックして ダウンロードできる。)

(4) 東京地方裁判所 令和3年(ヨ)第21064号 動産の引渡断行仮処分命 令申立事件

裁判官は 2021 年 12 月 06 日(月曜日)午前 11 時、13 階簡易法廷において、 自分が担当する訴訟事件の第1回において、具体的な事件経緯を不問し、単純な 動産を確認して 完了をした。当日録音証拠を確保した。

裁判の決定有効の前提は社員地位の確認だ。品川労働基準監督署の監督官の調査結果は 民法第五百四十条(解除権の行使)により 会社側の社長の契約解除権を行使する証拠を提出しない。当日労働基準監督官の電話録音を放送した。

詳しい事情は 即時抗告状と2021年12月06日法廷録音のとおりである。

録音ファイル保管: https://human-rights-and-constitution.github.io/

文書日付:2021年12月06日

文章名:東京地方裁判所民事訴訟第1審第2回(録音公開済み)

(5) 東京地方裁判所 令和4年(も)第40001号 保全異議申立事件

2022 年1月 19 日(水曜日)午前 10 時頃、517号法廷において、下記訴訟事件の第1回において、佐藤 卓裁判官が 即時抗告状の趣旨を確認した。あと 次の反訴などをアドバイザーし、事件経緯と証拠などについて 何も確認しない。

詳しい事情は特別抗告申立書(提出予定:2022年2月18日)と2022年1月19日の法廷録音のとおりである。

録音ファイル保管: https://human-rights-and-constitution.github.io/

文章日付:2022 年1月 19 日

文章名:東京地方裁判所民事訴訟第1審第3回(録音公開済み)